

今後発生が想定される極めて規模の大きい災害時の応援職員派遣に係る
アクションプラン策定協議のための関係者会議（第3回）【議事要旨】

1 日 時 令和4年6月14日（火）10:00～12:00

2 開催方法 WEB 会議形式

3 出席者（五十音順）

【構成員】

芦刈 康宏（名古屋市防災危機管理局次長）
石野 好彦（静岡県危機管理部長兼危機管理監代理） ※代理：植田統括官
上村 亮（熊本市政策局危機管理防災総室長）
宇田川 真之（国立研究開発法人防災科学技術研究所災害過程研究部門主幹研究員）
遠藤 英二（兵庫県防災監兼危機管理部長） ※代理：城下次長
岡本 文雄（大分県生活環境部防災局長） ※代理：後藤課長
木村 吉誠（愛知県防災安全局防災部長） ※代理：岡田課長
小出 太朗（全国町村会行政部長） ※代理：西嶋副部長
芝崎 晴彦（東京都総務局防災計画担当部長）
仙田 康博（全国知事会調査第二部長）
瀧川 聡史（総務省自治行政局公務員部公務員課応援派遣室長）
豊永 太郎（指定都市市長会事務局長）
百武 和宏（全国市長会行政部長）

【オブザーバー】

荒竹 宏之（消防庁国民保護・防災部防災課長） ※代理：西岡専門官
島田 勝則（内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当））

4 議事経過

①開会

②議題

(1)南海トラフ地震アクションプラン策定協議の今後の進め方について
(2)クラウド型被災者支援システムについて

③閉会

5 概要

(1) 南海トラフ地震アクションプラン策定協議の今後の進め方について
【協議の今後の進め方について確認・提案】
・資料1-1及び1-2（総務省）のとおり説明。

【意見交換】○構成員、オブザーバー●説明者

○ 受援県は都道府県を1単位として検討し、応援県等は都道府県と指定都市を別の主体とし、1都道府県または指定都市を1単位として検討するという、この関係性を確認したい。

災害救助法上、一部の指定都市は救助実施市となっており、権限が移譲されている。法的根拠の話とも関係するが、災害対策基本法だけではなくて、災害救助法も含めて法的根拠を検討したほうがいいのではないか。

また、割当てを決める際も、既存の協定を考慮するよりも、むしろ被害を想定して、迅速に被災地に行けるルートを確保するということを重視していただきたいというような意見も構成団体からあった。

それから、受援県としては、複数の自治体が入るよりも、単独の自治体が応援に入るほうが連絡調整しやすいことから、移動距離や規模も考慮していただきたいという意見もある。

- 割当てをした際には、通常から協定や訓練等を通じて、実際に発災時に何をやるのかなどの認識を共有できるような形にしていきたいと考えている。また、受援県としては応援県が単一が望ましいという話について、被害規模が大きいので、なかなか一の自治体だけで応援職員を出し切れるかということもある。ただ、複数県が応援に入った場合、調整窓口をどうするのか、また情報共有をどうするのかということについては我々も論点として取り上げているので、今後の協議の際に意見をもらえればと思っている。
- 法的根拠に関する協議を行うとあるが、この協議会の中でそれを議論していくという意味なのか、あるいは具体的な災害対策基本法上の指示なり要請なりの根拠の使い方について関係府省で協議をするという意味なのか。
- 現時点では後者だと考えている。災害対策基本法の中での被災団体の都道府県知事からの要請という形に応急対策派遣制度による応援要請を整理できないか、また、災害対策基本法に規定されている内閣総理大臣による応援要求についても、現行の手續上、何かを整理されているのか、我々の制度がそれに対して対応することができるのかなどについて、関係府省向けに現行の規定の確認ないしは協議を行っていきたい。
- 応援業務について、避難所の運営、罹災証明書の交付等以外のものについて、現在どの程度を想定しているのか。業務をある程度絞り込むことによって、派遣時期としていつから作業が開始できるかということがかなり明確になるので、考え方が整理しやすくなるのかと思ひ確認する。
- 運用マニュアルで、対口支援チームの支援業務として、避難所の運営と罹災証明書の交付のほか、本制度以外の仕組み等において対象としていない業務を支援するものと示している。応援対象業務を、特に南海トラフ地震のような大災害のときに限って、何らかの別の業務まで拡大するということは今のところは想定をしていない。
- 現行のマニュアルにあるものの中で、南海トラフ地震の大規模性を考えたとき、専門組織に任せてしまったほうがいい業務と今回の派遣チーム、総括支援等の対応の中で進む業務とについて、改めて整理が必要ではないかと考えている。
- 「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」では、7つの受援対象業務ということで、災害マネジメント、

避難所運営、支援物資に係る業務、災害廃棄物の処理、住家の被害認定調査、罹災証明証交付、被災者支援・相談業務を挙げており、専門人材を他の省庁とも連携してどういう仕組みで現場に入ってもらうかという話はまた別途あると思うが、この7つの仕事というのを基本にするのがよいのではないかと思う。支援の単位が都道府県だとしても、実際に応援職員が行く先というのは市町村役場になると思うが、南海トラフ地震だと市町村の数も相当になるし、中には小規模な市町村もあるので、災対本部の運営支援みたいなものというのは結構初期の段階から重要になってくると思う。そういうところを意識しながら応援の体制を考えることが大事なのではないか。

- 第2で掲げているとおり、対象業務については、今やっているものの、これまでやってきたものをベースに整理をできればと思っており、ここはまた改めて議論したい。
- 支援ニーズというのはある程度算定できると思うが、支援可能規模というのは、南海トラフ地震の場合、特に被災している都県も含めて支援をしていくことを考えると、どういうタイミングなら入れるか、どういう業務ならどれぐらい出すかという変動要素が多く、突き詰めても意味がないのではないか。例えば初動から入れる県はここ、追加で状況を確認してから入る都道府県はここ、と割当てを決めた上で、その中で支援ニーズの量をどう満たしていくかというのを考えていったほうが、より現実的な議論ができるのではないか。
- 支援県の支援職員必要規模について、過去の実績と今回の被害想定から、大体支援職員はこのぐらい要りそうだという数字を、概算になるかと思うが、協議会の中で共有し、それに対して、どのような形で、可能な限り充足していくか、地方公共団体間の助け合いの制度として対応していくかということについて議論したい。
- 重点支援県以外の、想定し得なかった都道府県で被害が生じ、あるいは支援県として考えられていた県で想定していた以上の被害が生じることも考えられる。被害を想定していなかった都道府県等に対する支援県の選定や、被害状況に応じた派遣規模の調整を誰がどのように行うのか、今後の協議、確認事項に含めたほうがよいのではないか。
- 派遣決定の判断基準に基づいて誰が決定するのかというところまで決める予定があるのか。また、一定の基準で判断するとなったときに、一旦準備という段階を置いて派遣決定をするというやり方もあるのではないか。
- 総務省の緊急消防援助隊のアクションプランと同様、一定程度、国の災害対策の中で、これは南海トラフ地震だとして対応が始まることをトリガーにしたいと考えている。その上で、派遣決定の主体については、あくまでも応急対策職員派遣制度のアクションプランということなので、従前同様、総務省と地方3団体、指定都市市長会からの、確保調整本部での決定を前提として考えたいと思っている。また、アクションプランの中で支援県が決まったという前提のもと、南海トラフ地震のアクションプランが発動した時点で、特に被害がほぼほぼ想定されていないような県については準備に入って

もらう運用になると思うが、こちらについても案をつくって皆様に示し、認識共有したいと考えているので、今後また議論したい。

- 広域避難の方向性について、各県の現状に関する資料収集した後、何を検討するのか、改めて確認したいと思う。
- 広域避難の方向性については、各重点受援県の方で広域避難の計画を既に策定し、沿岸部の住民をここに避難させるという特定の市町村名等あれば把握しておいて、応援先の自治体の決定に当たっての参考情報としたいという趣旨で書いている。
広域避難の是非については、本協議会においてはニュートラルで、既存の計画があれば我々の応援派遣の調整の参考情報としていただきたいということである。
- 廃棄物の関係とか保健師とか、他の枠組みの応援の仕組みとして各省でどんなスキームをそもそも持っているのか、また、いざというときの窓口はどういうところなのかというのは確認して、共有したほうがいいのではないかと思う。
- 応援に関しては県単位になっているが、実際には小規模な町村が行くことも多いかと思うので、被災市町村との調整については、応援側の窓口を一元化する必要があるのではないかといった議論が重要になるものと思う。

- (2) クラウド型被災者支援システムについて
・資料2について内閣府防災から説明。

以上